

戦後８０年の節目にあたり、日本国憲法の平和主義の原理に基づき
国際平和維持のための最大限の外交努力を求める決議

本年８月１５日、アジア・太平洋戦争終戦後８０年を迎えた。

戦後、アジア・太平洋戦争の惨禍を経て制定された日本国憲法は、前文において、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、全世界の国民の平和的生存権を確認し、第９条において、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、日本は戦後一貫して「専守防衛」を旨とした平和国家としての道を歩んできた。

しかし、世界に目を向ければ戦後も世界各地で武力紛争は後を絶たず、国内においては、いわゆる安保法制法の成立や安保三文書の閣議決定により集団的自衛権の行使が容認され、反撃能力の保有も認められるに至っており、当連合会はこれら憲法違反の法律の廃止や閣議決定の撤回を求めてきた。

このような情勢の中で戦後８０年の節目を迎え、当連合会は、政府に対し、「諸国民の公正と信義」に信頼して平和と安全を保持しようとする日本国憲法の恒久平和主義、国際協調主義の原理を世界に向けて発信し、国際平和維持のために最大限の外交努力をすることを求める。

２０２５年（令和７年）１０月２４日
九州弁護士会連合会

提 案 理 由

1 はじめに

本年、アジア・太平洋戦争の終結から80年の節目を迎えた。

1947年5月3日に施行された日本国憲法は、アジア・太平洋戦争により国内外の多くの命と人権を奪いまた奪われた加害と犠牲の歴史の反省に立ち、一人ひとりが個人として尊重されることに最も重要な価値を置き（13条）、政府の行為によって二度と戦争の惨禍が起こることのないようにすると決意し、徹底した平和主義を掲げて（前文・9条）、戦後の日本社会の発展を支えてきた。

しかし、世界に目を向ければ、戦後も世界各地で武力紛争が繰り返され、近年も、2022年に始まったロシアによるウクライナ侵攻、2023年に始まったイスラエルとイスラム武装組織ハマスの間の武力紛争が生じており、国際法を無視するかのような武力行使が絶えない状況にある。

また、この日本においても、日本国憲法の平和主義は日本の安全保障政策との間で常に緊張関係に晒されてきたところ、遂に2015年9月19日には、集団的自衛権の行使を容認する平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下、あわせて「安保法制法」という。）が採決強行により成立し、2022年12月16日には、「戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換」するものとして、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」（以下、「安保三文書」という。）が閣議決定され、「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」としての「反撃能力」を保有するとされるに至った（「スタンド・オフ」とは一般的には「離れている」といった意味であり、「スタンド・オフ防衛能力」とは日本への攻撃に対し脅威圏の外から対艦・対地攻撃を行う能力であると理解される。）。そして「防衛力整備計画」においては、2023年度から2027年度までの5年間で、総額43兆円もの防衛関係費を計上する方針が示された。

当連合会は、集団的自衛権の行使容認も「反撃能力」の保有も憲法に違反するものと指摘し法律の廃止や閣議決定の撤回を求めてきたが（2015年10月23日決議、2023年3月18日理事長声明等）、この間にも自衛隊の装備や訓練、組織編制は、上記「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に沿って、米国等他国と共に武力を行使することを予定したものへと変貌しつつあり、全国における防衛施設や弾薬庫等は整備拡大されている。そして防衛関係費は、上記「防衛力整備計画」で謳われたとおり、2023年度以降着実に激増している。

2 安保法制と「反撃能力」の保有は憲法に違反し戦争加担に道をひらく

政府は、長年にわたり、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である集団的自衛権について、これを行使することは憲法9条に違反し、禁じられているとの解釈を堅持してきた。

ところが、憲法改正が容易でない状況において政府は憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認するとの閣議決定をし、その具体化として安保法制を成立させた。これにより、日本に対する武力攻撃が発生していない場合においても、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる等の要件を満たす場合（存立危機事態）に、自衛隊が地理的限定なく国外に出動して米軍等外国の軍隊と共に武力を行使することが可能となり、集団的自衛権に基づく武力行使が認められるに至った。しかし、これは戦争の違法化（戦争放棄に関する条約（パリ不戦条約・1928年）、国際連合憲章（1945年）第2条第3項及び第4項）を推し進めて、戦争の放棄のみならず、戦力の不保持と交戦権の否認を規定した日本国憲法9条2項の意義を否定するものである。

そもそも、厳格に定められた憲法改正の手続を経ることなく、確立した憲法解釈を時の政府の判断で閣議決定によって変更し、これに基づいて法律の制定・改正を行い憲法の規定内容を大きく変えることは、政治権力の暴走を憲法によって抑制しようとした立憲主義に真っ向から反するものである。

この安保法制が憲法に違反することは、圧倒的多数の憲法学者や長官経験者を含む歴代の最高裁判事経験者ら、内閣法制局長官経験者らが明確に断じ、日本弁護士連合会、当連合会、そして全国全ての単位弁護士会も、その違憲性を指摘し速やかな廃止を求めてきたところである。

また、安保法制下では、戦闘中である米軍等への「後方支援」として、自衛隊をして弾薬等の物品を米軍等に提供させることを想定しているが、これは戦争協力そのものである。しかも安保法制において、集団的自衛権の行使を可能にする「存立危機事態」等の要件は極めて曖昧であり、時の政府により都合よく解釈され運用されるおそれがある。

さらに安保三文書にいう「反撃能力」は、相手国の領域内を直接攻撃する能力を有するものであるところ、相手国が「攻撃に着手した」か否かの判断は困難であり、その判断を誤り、結果的に、国際法違反の先制攻撃に至る事態も想定される。

そうすると、憲法9条の下での政府の防衛政策の基本方針である「専守防衛」（相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための

必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう（令和4年度版防衛白書193頁）。）の方針に反することになり、憲法9条の戦力の不保持、恒久平和主義を空洞化させるおそれがある。

このように、安保法制も安保三文書にいう「反撃能力」の保有も憲法に違反し、日本の戦争加担に道をひらくものであって、現行憲法のもとでは到底許されない。

3 沖縄・九州地域での自衛隊基地の強化、軍民共用化

現在、沖縄・九州地域でも、上記安保三文書で示された方針が具体化され、軍備が増強されつつある。

米国と中国が対峙する軍事的防衛ラインとして設定されているという第一列島線上にある南西諸島を中心に、自衛隊の基地が新設され、既存の基地と共にミサイル配備が進められ、ミサイル部隊が編成・移駐されるなど強化されてきている。

「反撃能力」を有するスタンド・オフ・ミサイル（敵のミサイルの射程外から安全に攻撃を実施できる長射程ミサイルのこと）である地対艦巡航ミサイルや「島しょ防衛用高速滑空弾」、航空機発射型の巡航ミサイルの開発・配備計画も着々と進み、これらのミサイルは航空自衛隊F2戦闘機のほか、新田原基地・宮崎に部隊が配備予定のステルス戦闘機F35Bにも搭載されることが決まっている。そして、本年8月29日、防衛省は国産スタンド・オフ・ミサイルの配備計画を発表し、今年度中に陸上自衛隊健軍駐屯地（熊本市）に地発型の12式地対艦誘導弾能力向上型を配備するのを皮切りに、全国6道県に配備を行う予定であることを明らかにした。

また、自治体や民間が管理する空港・港湾を有事のみならず平時から自衛隊等が円滑に使用できるよう整備・拡充するとして、沖縄・九州地域においても「特定利用空港・港湾」の指定が広がり、米軍等との共同訓練においても使用されるようになり、いわゆる軍民共用化が進められている。

こうした沖縄・九州地域で進むミサイル配備や基地強化、空港や港湾の軍民共用化は、将来、仮想敵国とされる国の住民の生命と尊厳に対する脅威となり得る。それはまた、日本、とりわけ先の戦争で住民の4人に1人が亡くなり、今も国内の米軍専用施設の約7割が集中し事故や犯罪、騒音等により平穏な暮らしを脅かされ続けている沖縄を中心とする、戦場と想定される地域の住民の生命と尊厳に対する脅威にもなり得る。

4 平和憲法をもつ日本の役割

日本国憲法は、前文において、全世界の人々が恐怖と欠乏から免れ平和の

うちに生存する権利があると宣言し、私たちが政府に二度と戦争と戦争の準備をさせず、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、自らの安全と生存を保持することを宣言した。そして憲法9条に、国際紛争の解決手段としての武力の行使と武力による威嚇を永久に放棄することと、一切の戦力の不保持と交戦権の否認という、他に類を見ない徹底した恒久平和主義を掲げた。

これは、軍事力による「抑止力」が結果的に軍拡競争を加速させ、国家間の不信を増幅させて二度の世界大戦という未曾有の惨禍を招いた歴史的な教訓から導き出された人類の英知である。そしてこれは「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を…慎まなければならない」とした国連憲章と軌を一にするのみならず、広島・長崎に落とされた二度の原爆の惨禍を経た唯一の戦争被爆国において発展させた平和憲法たる所以の、根本法理であり核心部分である。

日本は、平和憲法を持つ国として、地域の安定と平和の維持のため独自の役割を果たすことができる立場にある。軍事的な対立を煽るのではなく、対話と協力を通じて、米中間の緊張を緩和し、共通の課題解決に向けた多国間協力の推進や、文化交流と人道支援等を通じた相互理解の深化といった非軍事的な貢献を通じて地域の平和と安定を主導することが求められている。

そして、世界各地で今なお武力紛争が継続している情勢において日本が果たすべき役割は、軍事力を増強することではなく、徹底した恒久平和主義、国際協調主義に立脚する日本国憲法の原理を世界に発信し、国際平和維持のために最大限の外交努力をすることである。

5 まとめ

戦争は、人間の生命と尊厳を根こそぎ奪う最大の人権侵害である。

政府の行為によって再び戦争の惨禍がもたらされることにつながるあらゆる動きに対し、反対し抗議の声を上げ続けることは、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士団体の団体である当連合会の責務である。

よって、当連合会は、戦後80年の節目に当たり、政府に対し、日本国憲法の恒久平和主義、国際協調主義の原理を世界に向けて発信し、国際平和維持のために最大限の外交努力をすることを求め、ここに決議する。

以上